

令和8年8月5日

和歌山県知事 様

同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）交付要綱第5条の2の規定による奨学のための給付金の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する第2条第14項に規定する情報提供ネットワークことに同意しますので、下記のとおり個人番号

各同意者が必ず自署してください。
※氏名以外もご自身で記入してください。

高校生等氏名	和歌山 桜子 (〇〇県立 〇〇 高校)														
同意者 (保護者等) (自署)	続柄	父		生年月日		1978年 5月 15日									
	ふりがな	わかやま たろう													
	氏名	和歌山 太郎													
	個人番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2
	住所	和歌山県〇〇市〇丁目〇〇番地													
同意者 (保護者等) (自署)	続柄	母		生年月日		1976年 9月 26日									
	ふりがな	わかやま はなこ													
	氏名	和歌山 花子													
	個人番号	2	2	3	3	-	1	1	5	5	-	7	7	8	8
	住所	和歌山県〇〇市〇丁目〇〇番地													

備考

- 同意者本人（保護者等）が自署にて記載してください。
- 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。なすれば次のとおりです。（（2）の書類は貼付しないで、添付してください）
 - 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード
 - 個人番号が記載された住民票

住所が同じ場合でも記入してください。
「同上」は不可です。

※通知カードは原則として使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

- 郵送で3（1）の個人番号カード（両面の写し）以外を提出する場合は、同意者全員の運転免許証、旅券等「本人（実存）確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

なお、「本人（実存）確認書類」については、次の表のとおりです。

区分	必要種類数	書類の名称
(1) 写真付きの書類	右のうちいずれか1種類	運転免許証 運転経歴証明書 旅券 身体障害者手帳 精神保健福祉手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 等
(2) 写真付きでない書類	右のうちいずれか2種類	国民健康保険 健康保険 船員保険 後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証 健康保険日雇特例被保険者手帳 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 私立学校教職員共済制度の加入者証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 等

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付けないでください。

**表面で記入した保護者等の個人番号確認書類の貼付が必要
保護者2名の場合は2名分**

カード表面

カード裏面

以下のいずれかの番号確認書類を1点提出

- ・ 個人番号（マイナンバー）カードの写し（両面）
- ・ 個人番号通知カードの写し
- ・ 保護者等の個人番号が記載された住民票（貼付しない）

カード表面

カード裏面

本人（実存）確認書類貼付欄

※郵送で提出される場合は貼付が必要です

**郵送で提出する場合で、個人番号（マイナンバー）カード
の両面を提出しない場合は、表面下部に記載の本人確認書類
も併せて提出してください。**